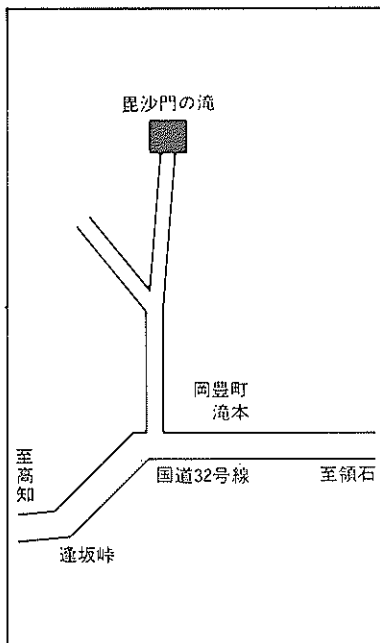
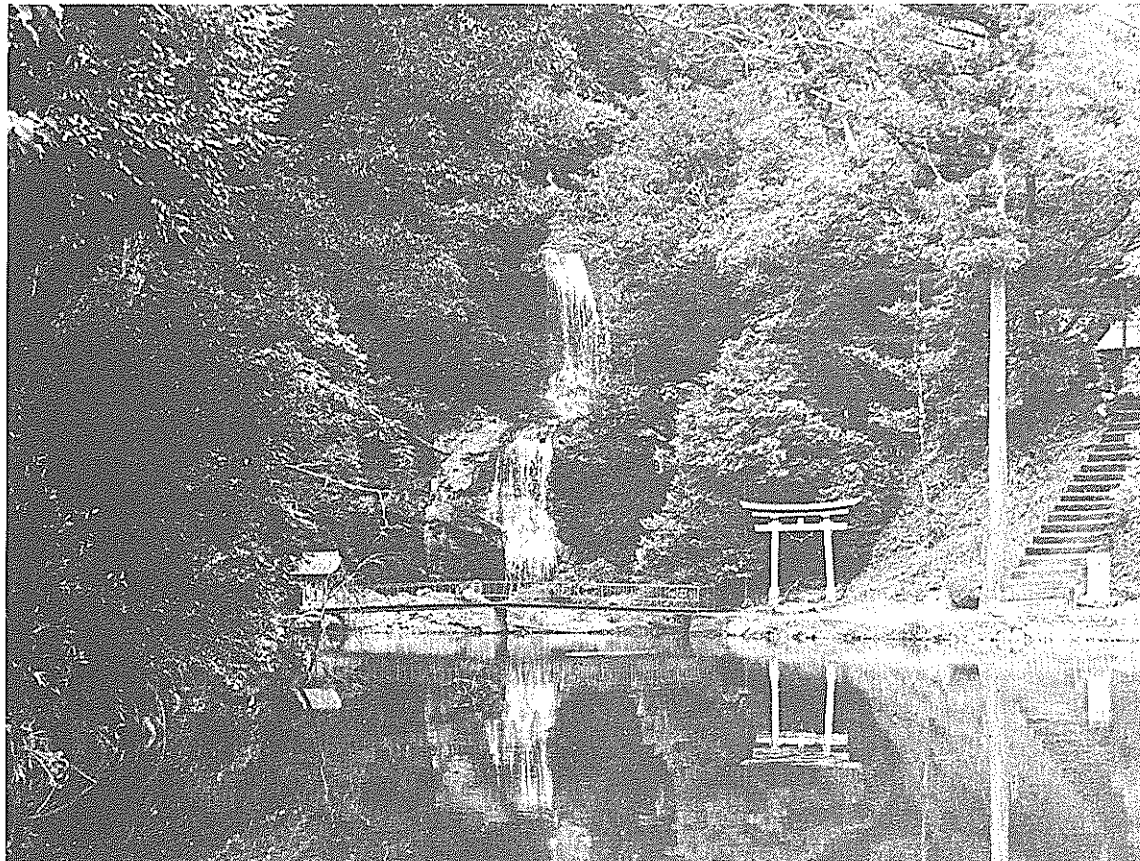


史跡・文化財めぐり⑤（毘沙門の滝）



毘沙門の滝は、岡豊の滝本にある。高さ30m、3段にわかれて落ちてとても見事である。前方の池には、緋鯉が遊んで長閑である。周囲には老木が茂り、歴史を秘めた毘沙門堂もある。

その昔弘法大師が、毘沙門天を彫刻し、それをまつたのが、この毘沙門堂のおこりだという。南国市指定の名勝地である。

長宗我部氏の盛んであったころには、規模の大きな滝本寺があった。

“滝本は外から見れば小寺なりいりいて見れば名所大寺。”
という草取歌がいまに残っている。

広報 **なんこく**

9 / 15 1975 No.203
編集・発行／南国市広報委員会



みんなでなくそう部落差別

部落差別をなくす運動
強調週間の講演会から

市民的権利・自由を侵害

生命をうばう差別も

「みんなでなくそう部落差別」文化国家、民主国家を自認する日本において、いまだに職業選択の自由、労働の権利、結婚の自由、教育の機会均等など市民的権利が保障されず、社会的経済的に低位におかれ、いわれなき差別を受け、人知れず涙する人は少なくありません。同和問題の本質について、考えてみましょう。

紙きれの

解放令

「部落差別をなくす運動」強調週間の八月二十六日、藤中正雄東教育委員会指導主事をまねいて、同和問題の正しい理解のために、ついで講演会が開かれました。

講演に先立ち杉本市長から「今日は強調週間の一環として講演会を開いたが、年に何回かのこうした行事で部落解放できるものではない。部落差別は歴史的、社会的な背景があるが、日本の一部の集団が低位におかれ、基本的な人権、市民権、自由がうばわれている。差別があるという人は差別をしていない人、差別がないという人はこれらから差別をする可能性のある人差別をしない人と差別があるこ

とを知って、それをなくするために行動する人のことだ。序々に部落解放にすすんでいるものの、きびしく意識の改革をしてほしい。」とあいさつ。

藤中正雄先生から「部落問題とは、部落差別と憲法・差別の概念と特徴・差別解消の方策」の四つのテーマについて講演がありました。

まず、「明治政府は明治四年、解放令（太政官布告）で、非人の称を廃されたので、これから身分、職業とも平民同様たるべきこと」が出されたが、紙きれの解放令で、施策が打ち出されず、富国強兵（国が金持ちになり、強い軍隊をもつ）殖産興業（資本家に金をかけて大きな工場をたくさんつくらせ、産業をおこす）に徹した。あくる年には戸籍がつくられたが旧えた、新平民などと明記され、

その後、現在まで百年あまり続いできた。このことをみても政府がどれだけ部落解放に取り組んできたかがわかる。」そして「政府が解放令を守り、施策をしていたならば、今まで部落差別は残さなかったと思う。」と話されました。

同和対策審議会の答申（四十年八月）では、「近代社会における部落差別とは、ひとくちにいえは市民的権利、自由の侵害にほかならない。市民的権利、自由とは、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住および移動の自由、結婚の自由などでありこれらの権利と自由が同和地区住民にたいしては完全に保障されていない、この中でも職業選択の自由、すなわち就職の機会均等が完全に保障されていないことが特に重大である。」と書かれています。

特に重大な

就職の機会均等

「職業選択の自由の侵害は、官公庁のなかでは少なくなりましたが、会社などでは厳然としてある。自分の選んだ仕事、能力にあった仕事につけない。県下でも部落出身だからということ職業選択の自由がうばわれた例がある。また、進学率は対象地区外に接近してき

た。これは、同和奨学資金制度ができたため部落差別による貧困が原因で、学校に行けなかったことを裏付けている。」と、教育の機会均等に与えられていないことを事例をあげて話されました。

特に、明治時代に字を憶えたくても学校へ行けなかった人たちのために、識字学校を開いています。ある高知県の人の作文を引用され、「字を憶えて、夕やけが美しく見えた。あと、十年は生きていたい。」また、市でも識字学校ではじめて字を憶えた人が、自分あてに年賀状をかけた出たなど、字を憶えたときの喜びと不安が語られました。

「人間の願い、こうありたいというのを大切にしたいし、行政の施策の中で、どう取り入れていくか、勉強したい人にはその場をつくってやるのが行政の責任だ。」

そして、憲法の中には、基本的な人権、自由と権利、生命、自由、幸福を追求する権利、居住移動の自由、婚姻などが決められています。しかし、はたしてそれがどれだけ守られているのでしょうか。そこで、差別の概念について、「区別十条件」差別であるとする条件とは、「一つは論理的条件が加えられたとき、人間に価値の高低をつくる。例えば、男性がえ

らくて女性がまたい、などの条件を加えたとき、大学へいったからえらいという学歴の差別、二つ目には、心理的な条件で優越、劣等の条件が加わったとき差別につながり、差別になる。そして、三つ目は社会的、経済的条件、これは利益と不利益の関係から生じる差別で、同じ仕事をしているのに賃金に差をつける……といったものだ。」

それでは、部落差別の特徴は、どんなところにあるのでしょうか。ここで先生は、五つのことをあげられました。

- (1)偏見にささえられた差別
- (2)日本の社会構造の一部として存在している差別
- (3)本人の責任ではない
- (4)貧富の差別は、本人の努力



力によって脱出することができず、部落差別は部落に生れたから差別を受けるのであって、脱出が困難な差別である。(4)同国民内の差別これは、人種、国がちがっても差別すべきでないことは勿論であるが、同じ国民の中での差別であることに特徴がある。そして

★……部落の完全解放は……★

国の責務であり国民的な課題

この青年の場合は、高校時代に詩を通じて知り合った滋賀県のK子さんと親密な関係になり、結婚の約束をしていた。ところが父親が反対、「部落の人と承知で交際

最後は、(5)生命をうばう差別だ。解放同盟の調査によると、年間三百人の青年が自殺している。このうち、直接または間接的に部落差別によるものが六〇―七〇％である。宿毛市の青年の自殺も結婚の差別からきたものだ。」

していたとはもつてのほか」として妊娠中のK子さんを親類の家に監禁、「お前の腹にいる部落の血の混った子どもは幸福になれない」と中絶させた。このショックを受けた青年は睡眠薬とガスによる自殺をはかったが一命をとりとめたものの「何や、お前まだ生きとったんか」と、K子さんの父親にののしられ、自殺に追いやったものです。(解放への道標―県教委)

こうした悲しい差別をなくし部落を完全解放していくためにはどのような方策をとるべきでしょうか。

同和対策審議では「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」といっています。ここで先生は、行政、教育、運動の三つの側面があり、それぞれ

の役割りを果たすことによって、解放へ向うものであると話されました。

すなわち、行政では「住民が安心して行政がなりたつ、住民の願い要求にのよりにかかわっていくかである。部落住民の真の願いは部落の完全解放であり、一日も早く差別されない人間になりたい」といふことだ。それに対する施策が行政者にかせられた課題である。地域住民の実態を知る白書づくりや実態的差別を解消する条件整備などが必要である。」また、「同和対策事業をやったとき、教育の側面をどのようにしてきたか。部落住民に隣保館が何のために建てたのか徹底することが必要だ。同時に全市民に対する趣旨が徹底していないと逆差別がでてくる。俺たちの税金ですべてやっているのだという批判も出てくる。また、身近な市民の生活とのかかわりを通じて、部落問題の本質にふれ、国民一人ひとりの問題だということ意識の改革をしなければならぬ。」

認識を深める

機会づくり

教育の側面では、「部落解放を実現することが同和教育の目的である。就学前、小中学校では、身のまわりの不合理、差別を体験して

いるものを出し合って意見交換するなかでその問題を解決していく力を育てながら、発達段階に応じた部落問題を位置づけていくことが大切だ。しかし、学校で学んだことが家庭に帰ってまげられたものにされることになってはいけません。そこで、社会教育の場が大切になる。職場研修など、これに参加できる体制、認識を深める機会をつくり、家庭の中で話されるようにしていくべきだ。」

運動団体の結集で

部落解放を

最後に、解放運動の必要性にふれ、「同和対策事業にしても、予算の範囲内としかって国は逃げている。国が本腰でやるかどうかで左右する問題だ。現在までの例をみると運動団体の結集で訴えたものが実現している。部落住民を中心とした解放運動と労働運動などとの連帯のなかですすめるのが部落解放へ一歩近づけていくものだと思う。」と結ばれました。

このあと、「宮社会教育課長が「部落解放は、それぞれの過程で認識のちがいがあり、正しい同和問題の理解について力をそそいでいる。今後同和問題についての正しい理解の仕方を導いてほしい。」と述べて閉会しました。

10月1日・国勢調査の日

地域社会に直結する

行政の基礎資料に

第三は、戦後はじめて国勢調査に参加し、日本列島の四つの島をデザイン化した国勢調査のシンボルマークに沖縄も入っています。

戦前と戦後

のちがい

九月一日号の広報でもお知らせしましたように、この十月一日には全国いっせいに国勢調査が行われます。ことしの国勢調査は、この昭和半世紀転換の年の日本の人口を浮きぼりにする点で非常に

大きな役割を担っています。

人口問題を例にとっても、昨年は世界の人口爆発に対処するため、ルーミアアで世界人口会議が開かれました。国内的にも食糧、資源環境の問題にからみ、今後のわが国の人口の動向が注目されています。また、人口の都市集中にともなう老人福祉の問題、核家族化、世帯細分化にともなう各種の社会問題などに対処するためには、国勢調査による正確な現状認識、こ

三つの特色

調査項目は十六

特色の第一は、昭和四十年調査と同じく、調査項目が十六項目です。ただし調査項目が少なくという点で世帯の側からみれば負担の少ない簡易調査ではあるけれども、対象数は前回にくらべ人口で六割、世帯で十六割ふえ、また調査員は九万人増で計六十七万人となりますから、調査する側としてみれば、非常に大型で苦勞するところ

です。

第二の特色は、調査票の形式が変わったことです。従来は世帯で調査票に記入し、調査員がマークシートに転記するという方法を採用していましたが、今回は世帯で、つまり申告者自身にマークシート化された調査票へ、直接、鉛筆で横線をつけてもらうことになって

います。

調査項目は、つきにあげる十六項目で、簡易調査のため、四十五年調査の二十三項目より七項目少ない。

- ①氏名 ②世帯主との続柄
- ③男女の別 ④出生の年月 ⑤配偶の關係 ⑥国籍 ⑦就業状態
- ⑧従業地・通学地 ⑨従業上の地位 ⑩勤め先・業主の名称と事業の種類(産業) ⑪本人の仕事の種類(職業) ⑫世帯人員 ⑬世帯の種類(一般の世帯か単身者の世帯かの別、および準世帯の種類

- ⑭住居の種類 ⑮居住室数 ⑯居住室の畳数

上記のうち、「①氏名」を別として、「②世帯主との続柄」から「⑥国籍」までは人口の基本的属性についてのもの、⑧をのぞき、「⑦就業状態」から「⑬本人の仕事の種類」までは人口の経済活動状況をつかむためのもの、そして「⑭従業地・通学地」は、本来、午前0時現在の夜間人口としてとらえられた常住人口を従業地・通学地の人口に組み替え、これによって、わが国の通勤・通学人口の朝夕の地域間移動、いわば人口の振り子現象を明らかにし、あわせて活動人口としての昼間人口を累計するためのものです。最後に世帯・住居関係の事項として「⑫世帯人員」から「⑯居住室の畳数」がとりあげられます。



昭和15年の国勢調査のようす

調査結果で

普通交付税を算定

国勢調査の結果は、国の各府県地方団体はもちろん、広く民間の各方面で多面的に利用されています。そこで自治省において所管している地方交付税について、その仕組みと地方交付税で用いている国勢調査の結果の利用の概況をみてみましょう。

地方交付税制度は、「地方団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、行政を執行する権能をそこなわずに、その財源の均衡化を図り、地方交付税の交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化すること」を目的としています。

交付税の

対象費目

人口・国勢調査によって出てきた人口を測定単位として次の費目の地方交付税が割り出されます。

- 市町村分 消防費、その他の土木費、その他の教育費、生活保護費、社会福祉費、保健衛生費、清掃費、商工行政費、その他の諸費、土地開発基金費、財政調整基金費、世帯数・世帯数は、市町村の「戸籍住民基本台帳費」のために利用



昭和10年の神奈川県保土ヶ谷 商店街に国勢調査を知らせる立て看板が立てられている

国勢調査クイズ

問題・ことしの国勢調査による高知県の総人口をあててください。ヒント・五十年八月一日現在推計人口八十万二千五百七十八人、七月末日現在住民基本台帳人口八十二万二千七百三十六人、応募方法・ハガキに算用数字で書いてください。一人一枚一答です。二枚以上は無効。住所氏名、年令、職業記入。

九月三十日消印有効
送り先・高知市丸の内一―二―
二十、高知県統計情報課内人口予想懸賞係

賞金・金賞五万円一名、銀賞一万円一名、銅賞五千円一名、錫賞千円五名

国勢調査は、課税のための調査ではありません。ありのままを記入してください。

また、調査内容は、秘密を厳守いたします。



右から昭和15年・22年・45年のポスター 日の丸からハト・核家族へと図柄がその時代を反映



されず。林業、水産業および鉱業の従業者数、「産業経済費」の交付税算出で利用されます。

このようにして、十月一日に行なわれる国勢調査の結果は、普通交付税の算定に利用されるわけ



49年高知県民が選ぶ日本映画第1位・芸術祭参加作品『砂の器』を市内各所で上映します。この映画は松本清張原作で人間の宿命を追って胸を打つ感動の映画です。

9月16日・十市地区公民館/17日・三和小体育館/18日・日章地区公民館/19日・20日・市立体育館/21日・長岡小体育館/22日・岡豊小体育館/25日・久礼田小体育館/26日・瓶岩地区公民館/27日・国府小体育館

上映は、いずれも7時半から、なつかしの映画歌謡史を同時上映します。前売券700円、当日は大人800円、高校生700円、中学生600円、小学生400円、前売券は市教委または市内各青年団員で。

主催・市連合青年団/後援・市市教委・市連合婦人会・市文推協

★十月一日から福祉手当

重度障害者に月四千元 廃疾年金受給者ら除く

十月一日から、重度障害者を対象とした福祉手当の支給制度が始まります。

■支給要件は
 在宅の精神または身体に重度障害のある人。
 (1)両眼の視力の和が〇・〇二以下のもの。
 (2)両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの。
 (3)両上肢の機能に著しい障害を有するもの。
 (4)両下肢のすべての指を欠くもの。

■所得制限は
 本人または扶養義務者の、前年の所得が一定額以上であるときは支給が停止されます。

■手当額は月額四千元で、年三回にわけて支給されます。

■申請はできるだけ九月三十日までに、申請やぐわしいことのおたすねは福祉事務所社会係まで。

■所得制限は
 本人または扶養義務者の、前年の所得が一定額以上であるときは支給が停止されます。

■手当額は月額四千元で、年三回にわけて支給されます。

■申請はできるだけ九月三十日までに、申請やぐわしいことのおたすねは福祉事務所社会係まで。

狂犬病の予防注射と登録

不用犬は捨てないように

次の日程で秋の予防注射と五十年度の犬の登録受付を行いますので、必ずもよりの場所にて犬をつれて時間内においでください。

狂犬病予防法により狂犬病の予防注射を毎年二回(四月、十月)、登録を毎年一回しなければなりません。もし登録または狂犬病予防注射をしなかったものは三万円以下の罰金に処せられることがあります。

■料金
 ○定期登録、三百円
 ○定期予防注射、五百円
 ○獣医の巡回予防注射、千三百円
 ○獣医宅での予防注射、千円
 ○獣医の巡回および獣医宅での狂犬病予防注射では登録はされませんが、次の実施場所でも登録は可能です。

また、その他の定期外で引きとってほしい不用犬や野犬は、高知市にある野犬抑留所へつれていただく。日曜、祭日を問わずいつでも引き取るようになっていきますので協力をお願いします。

電話・高知七二七九三九(野犬抑留所)

狂犬病予防注射と登録実施日程

月日	実施場所	時間
10月1日(水)	公民館、山部町、山部中央、西長楽中	午前 9:00~10:00 10:20~11:20 午後 1:30~2:00 2:10~2:30
10月2日(木)	育民館、保立、見中市、明南	午前 9:30~10:00 10:30~11:30 午後 1:30~2:30
10月3日(金)	支所、協民、農公、物目	午前 9:30~10:00 10:30~11:30 午後 1:30~2:30
10月6日(月)	館前、協小、枝浜、久前	午前 9:50~10:10 10:30~11:30 午後 1:30~2:30
10月7日(火)	公民館、地区、和田、三和、改中、浜改、十	午前 9:00~10:00 10:30~11:20 午後 1:30~2:30
10月8日(水)	公民館、支所、寺支、林支、豊定、岡生、岡生	午前 9:30~10:00 10:20~11:20 午後 1:30~2:30
10月9日(木)	館前、協支、公農、路石、奈沢、黒滝	午前 9:30~9:50 10:00~10:20 10:50~11:20 午後 2:00~2:20
10月13日(月)	館前、協民、農協、谷田、木八、上久、白上、久礼、南国、中央、青果、市場	午前 9:00~9:20 9:30~9:40 10:00~10:50 11:00~11:50 午後 1:30~2:00

■つり銭のいらぬようお願いします。
 ■前回の狂犬病予防注射済証を必ず持参して下さい。

改正 特別児童扶養手当制度の改正

特別児童扶養手当は二十歳未満の精神または身体に重度の障害のある児童を保護している父母などに支給されるものです。

この手当額が本年十月分から児童一人につき月額一万一千三百円から一万八千円に引き上げます。

大会 南国市身体障害者の大会

昨年につづいて第二回南国市身体障害者大会が新設された市社会福祉センターで開かれます。

これは市内の身体障害者の親ほくと福祉の向上を旨とするもので、身体障害者手帳を持っている人の多数の参加をお願いします。

■日時・十月五日(日) 午後一時~五時
 ■場所・市社会福祉センター(水道局の北側)

なお、くわしい日程や内容については協議会地区区議員を通じてお知らせします。

講座 長宗我部の社会などの講座

文化財講座が九月二十八日(土)、十時から正午まで市役所大会議室で開かれます。今回は、横川末吉氏(高知芸芸高)が講師です。

■講師の講演「長宗我部の社会・一領具足」を予定しています。さそい合って多数ご参加ください。

試験 行政書士の資格試験

行政書士試験が十月十八日に県庁正庁ホールで行なわれます。

■願書受付は九月十六日から九月二十日まで県総務部地方課で。

■受験資格
 ①高卒者または大卒者
 ②公務員として行政事務を担当した期間が通算して三年以上の者
 ③同等以上の知識、能力を有すると知事が認定した者

■試験科目・行政書士の業務に必要な法令、一般常識、作文。

くわしいことのおたすねは県総務部地方課で。

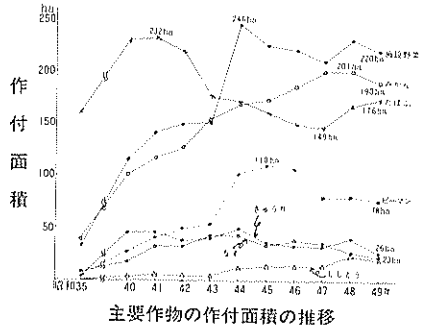
シリーズ⑧ 南国市の農業

主要農作物の生産の動向

たばこ栽培は増加傾向

市内北部の上倉、瓶岩、岡豊地区を中心に、三十年代後半から四十年代初頭にかけて、開拓パイロット事業などを導入して約百八十haのみかん園が造成されました。しかし、これらの園の多くは全く経験のない協業経営を取り入れたこと、急傾斜地が多く台風や集中豪雨などたび重なる災害を受けたことなどから計画通りの生産があまりみせませんでした。そのうえ、これらの園が成園化した始めた四十七年には全国的なみかんの生産過剰、価格の暴落が起り、問題の多かった協業経営を主に大打撃を受け、一部では管理放棄され廃園化しているところも見られます。

みかんのほかに市内には、ぶどう、なし、ももなど豊富な果樹があります。特にぶどうは十市、長岡地区を中心に面積が増加し、長岡では観光ぶどう園もオープンしています。



9 10

市民カレンダー 9月21日から10月10日まで

市議会選挙の不在者投票は10月2日から10月10日まで

日	一般・衛生行事	日	一般・衛生行事
20(日)	休日在宅医・小松診療所(稲生) 5-8334	30(火)	岡豊乳児検診・1.30~2.30岡豊地区公民館 (9ヵ月~1年3ヵ月)
22(月)	不燃物の収集(国府、岩)	1(水)	不燃物の収集(浜改田)
23(火)	不燃物の収集(笠の川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原)	2(木)	不燃物の収集・前浜(下鳥里、下鳥浜、久枝を含む)
24(水)	休日在宅医・西川医院(物部) 4-2751 不燃物の収集(中島町、中島沖、三島、吉田、常通寺島、江村、小笠)	3(金)	不燃物の収集(立田)
25(木)	物部結核・老成人検診・9.30~11.30、1.00~2.00 物部公民館 不燃物の収集(植田、久礼田)	4(土)	不燃物の収集(田村)
26(金)	岡豊結核・老成人検診・9.30~11.30、1.00~2.00 岡豊地区公民館 不燃物の収集(植野、領石)	5(日)	休日在宅医・小栗医院(十市) 5-8405
27(土)	不燃物の収集(瓶岩・土倉)	6(月)	不燃物の収集(十市)
28(日)	休日在宅医・なんごく産婦人科(後免) 4-2910	7(火)	不燃物の収集(里改田、片山)
29(月)	宇田・後免・野田結核検診 9.30~11.30後免町小川書店前 1.00~2.30市農協野田支所前	8(水)	不燃物の収集(能間、野田口、城陸、朝日町)
		9(木)	不燃物の収集(稲吉、西窪、新川、鈴江)
		10(金)	不燃物の収集(山崎、八木、田井、関、竹中、西野々、住吉野、伊達野、南海学園)

8月の交通事故

	件数	死者	傷者
8月の事故	22件	0人	27人
昨年の8月	25件	1人	53人
ことしの累計	175件	4人	254人

交通事故は110番へ

火災と救急

	火災件数	被害額	救急件数
8月の件数	1件	150万円	83件
昨年の8月	0件	0円	81件
ことしの累計	23件	3,011万円	405件

火災と救急は119番へ